

社援発0328第25号
平成31年3月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

介護職機能分化等推進事業の実施について

標記については、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や、多様な人材のチームケアの実践を通じて、介護人材の参入環境の整備、定着等を推進することを目的として、別紙のとおり「介護職機能分化等推進事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別添)

介護職機能分化等推進事業実施要綱

1. 事業目的

生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要である。

このため、介護人材の参入環境の整備、定着促進等を図るため、介護助手等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国展開を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）及び都道府県等が認めた団体とする。

なお、都道府県等が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託して差し支えない。

都道府県等が適当と認めた団体が実施主体となる場合にあっては、当該都道府県等を通じた間接補助により交付するものとする。

3. 事業内容

本事業は、地域の実情に応じて、以下の事業内容を全て行うものとする。

- (1) 事業の企画や、分析等を行う企画評価委員会の設置、運営
- (2) 地域の特性を踏まえ介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する取組
- (3) 介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化による多様な人材によるチームケアの実践（例えば、清掃、配膳、見守り等の身体介護以外の周辺業務や、身体介護等専門性の高い業務の切り分けなど業務分担の整理を行い、適切な人材をその能力に応じた業務に配置するといった介護福祉士等専門性の高い人材が能力を最大限発揮する仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等サービスの質の向上への取組、多職種連携の深化、その他必要な環境整備）
- (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討
- (5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4. 国庫補助基準額

本事業の国庫補助基準額は、事業に取り組む介護事業所の数に応じた次表に掲げる区分によるものとする。なお、国庫補助率は定額とする。

区分	国庫補助基準額
6事業所以上	30,000千円以内
3～5事業所	20,000千円以内
2事業所	10,000千円以内

5. その他

(1) 本事業の実績については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の実績報告とは別に、以下の項目を整理して、厚生労働省へ提出すること。なお、様式や提出期限については別途定める。

- ・ 地域の特性等、事業実施の背景
- ・ 取組の内容、ねらい
- ・ 効果測定、検証
- ・ 都道府県等による所見 等

(2) 厚生労働省は、本事業の実施主体に対して、本事業の実施状況に関する調査・ヒアリング等を行うことができるものとする。

(3) その他留意事項

当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から、補助対象外となるため以下の点に留意すること。

ア 当該事業のうち、介護助手等に要する人件費については、適正に執行する必要があることから、当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業との従事状況（勤務時間数等）を区分すること。また、その従事状況を踏まえて適切に按分すること。

イ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。